

商品販売委託（代理商）契約書

△△△△株式会社（以下「甲」という）と□□□□株式会社（以下「乙」という）とは、甲の商品の販売委託に関して、次の通り契約する。

（契約の成立）

第1条 甲は、乙に対し、別紙商品目録記載の甲の商品（以下「本商品」という）につき、甲の代理人として販売することを委託し、乙はこれを承諾する。

（販売の方法）

第2条 乙は、本商品の販売に際しては、甲が予め作成した契約書をもって、甲の代理人であることを表示したうえ、買主との契約を締結するものとする。

（通知）

第3条 乙は、本商品を売却したときは、直ちに甲に対し買主の氏名、住所、売買代金、売却する商品の数量を通知するとともに、前条の販売契約書を送付するものとする。

2 乙は、甲の買主に対する義務の履行に支障なきよう努めるものとし、前項の通知・送付の遅滞等乙の責めに帰すべき事由により、買主に損害が生じた場合には、その損害は、乙が負担するものとする。

（販売代金の取扱）

第4条 乙は本商品の販売代金を、甲の代理人として、買主から受領することができる。

2 乙は、前項により受領した代金を、受領月末締切りとして、翌月10日までに、受領明細を付したうえ、甲に納入するものとする。

（販売手数料）

第5条 甲は、乙に対し、販売手数料として、乙が販売した本商品の代金合計金額の○
○パーセントを、販売代金が甲に納入された月の末日に、計算書を付したうえ、支払うものとする。

（保証金）

第6条 乙は、本契約上、甲に対し負担することあるべき損害賠償債務の保証として、金○○○○円を甲に預託する。

2 同預託金には利息を付さないものとし、本契約終了時において乙の損害賠償債務があるときは、甲はこれを控除したうえ、乙に支払うものとする。

（契約期間）

第7条 本契約期間は、令和○○年○○月○○日までとする。ただし、同期間終了の1ヶ月前までに、延長しないとする申入が甲乙いずれからもない場合は、本契約は、自動的に○年間延長されるものとし、以後も同様とする。

上記契約の成立を証するため、本契約書2通を作成し、甲乙各1通を保有するものとする。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

甲 住所
△△△△株式会社 ⑩

乙 住所
□□□□株式会社 ⑩